

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> <u>事業所税</u> その他( )		
要望項目名	障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 法人住民税・法人事業税：障害者を多数雇用している場合、その年またはその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、割増償却ができる。また、障害者の「働く場」への発注額を前年度より増加させた場合、当該発注額の増加額に応じて企業が有する固定資産を割増して償却することができる。</p> <p>② 不動産取得税：障害者を多数雇用する事業所の事業主が平成元年4月1日から平成23年3月31日までの間に事業用施設を取得し引き続き3年以上事業の用に供した場合には、当該施設の取得に対して課する不動産取得税について当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>③ 固定資産税：障害者を多数雇用する事業所の事業主が平成2年1月2日から平成23年3月31日までの間に取得した事業用の家屋に対する固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格の6分の1に心身障害者の雇用割合を乗じたものを減額した額とされる。</p> <p>④ 事業所税：障害者を多数雇用する事業所における事業に対する事業所税資産割に対する事業所税の課税標準は、当該事業に係る事業所床面積の2分の1に相当する面積とする。</p> <p>・ 特例措置の内容 平成22年7月施行の障害者雇用促進法改正により、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）に障害者雇用率制度の適用が拡大されることに伴い、税制上の特例においても、適用要件の算定に当たり短時間労働者を加える。</p>		
関係条文	<p>① 租税特別措置法第46条の2、第46条の3、第68条の31、第68条の32、同施行令第29条の2、第29条の2の2、第39条の60、第39条の61、同施行規則第20条の18、第20条の18の2、第22条の39、第22条の39の2、②地方税法附則第11条の4、同施行令附則第9条、③地方税法附則第15条第12項、同施行令附則第11条第17項、第18項、同施行規則附則第6条第38項、④地方税法第701条の41第2項 同施行令第56条の68</p>		
要望理由	障害者雇用促進法の改正により、障害者雇用率の算定において、短時間労働も含めることとしており、税制の優遇措置を受ける際の要件に当たっても、短時間労働を加えて算定することとする必要があるため。		
減収見込額	(初年度)	0 (－)	(平年度) 0 (－) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税 機械等の割増償却措置、地価税の軽減措置 助成金の非課税措置、障害者の「働く場」に対する発注促進税制</p> <p>・ 融資、補助金その他 事業主に対する各種助成金 (障害者作業施設設置等助成金ほか)</p>	
	22年度の望	<p>・ 国税 上記の既存税制について、法改正に伴う対象障害者の拡充を要望。</p> <p>・ 融資、補助金その他</p>	
過去の要望経緯	昭和49年度（不動産取得税）、昭和50年度（事業所税）及び昭和51年度（固定資産税）の制度創設後、昭和63年度、平成7年、17及び18年度に法改正に合わせて障害者の範囲拡充についての要望を行った。また、不動産取得税及び固定資産税については、制度創設以来、適用期限の延長要望を行ってきたところである。		
本要望に対応する縮減案			